

令和8年度 障害者を対象とした さぬき市会計年度任用職員募集要項

1 職種、業務内容及び募集人員

職種	主な業務内容	募集人員
事務補助員	○パソコンによる文書作成・データ入力 ○窓口業務（接客・電話対応） ○印刷・封入作業 ○庁舎清掃・草刈などの軽作業 など ※採用が決定した後に、話し合いをして障害の特性に応じた業務を決めます。	月額 1名程度 時給 1名程度

2 応募資格 次の(1)～(3)のいずれかをお持ちの方

- (1) 身体障害者手帳または都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- (2) 都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害がある旨の判定書
- (3) 精神障害者保健福祉手帳

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

（勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。）

3 勤務場所

- ①さぬき市役所本庁舎（さぬき市志度5385番地8）
 - ②さぬき市寒川庁舎（さぬき市寒川町石田東甲935番地1）
- ※①または②で勤務していただきます。

採用が決定した後に、業務に応じて所属課が決まります。

4 勤務条件等

勤務日	月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）
報酬及び勤務時間	<p>① «月額» 189,483円（5日/週：7時間30分/日） 午前8時30分～午後5時00分</p> <p>② «時給» 1,203円（5日/週：6時間/日） 午前9時00分～午後4時00分</p> <p>※①～②のうち、話し合いをして、障害の特性や体調面に応じた勤務時間を決めます。</p>
費用弁償	自動車等の場合は、使用距離区分、または公共交通機関の利用の場合は、運賃等相当額のいずれかを支給します。（ただし、上限額あり。）
期末勤勉手当	年間4.65月分（在職期間に応じて支給します。）
休暇	規定に基づき付与します。
社会保険	共済（短期）、厚生年金保険、雇用保険及び公務災害保険に加入します。
その他	<p>○退職金はありません。</p> <p>○勤務日及び勤務時間以外の勤務がある場合があります。</p>

※ 提出された書類は、合格・不合格にかかわらず返却しません。また、受験申込書及び提出書類に記載されている個人情報は、この採用試験及び採用手続き以外の目的に利用することはありません。

※ 報酬額等は令和8年1月1日現在のものを記載しています。適用する条例等の改正により、支給額等が増減することがあります。

5 応募方法

（1）提出書類

○臨時職員採用申込書兼履歴書

※秘書広報課の窓口で受け取っていただくな、市ホームページからダウンロードし、A3サイズに拡大したものを使用してください。

○手帳等の写し

（2）提出方法

秘書広報課窓口へ提出してください。（持参または郵送）

（3）募集期間

令和8年1月22日（木）から2月4日（水）まで

(4) 受付時間

募集期間中の平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(郵送による場合も午後 5 時まで必着)

7 選考方法

提出書類及び面接による選考を行います。

(1) 面接日 令和 8 年 2 月 17 日 (火) 予定

(2) 面接時間 後日、郵送にてお知らせします。

(3) 面接場所 さぬき市役所本庁舎 会議室

8 申込むことができない人

次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

9 その他

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに、会計年度任用職員として正式採用となります。

10 問い合わせ先

さぬき市総務部秘書広報課 (さぬき市志度 5385 番地 8 本庁舎 3 階)
TEL 087-894-6372 (担当 青木)